

産業構造審議会産業技術環境分科会第1回基準認証小委員会議事録

1. 日時：平成29年5月30日（火） 10：00～12：00

2. 場所：経済産業省別館9階 別館944共用会議室

3. 出席委員：

浅見委員、天野委員、有田委員、金森委員、君嶋委員、堤委員、長田委員、日高委員、三上委員、持丸委員、山中委員、米岡委員、大橋氏（安藤委員代理）、長谷川氏（坂本委員代理）

4. 議事次第

- 1) 産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会の開催趣旨等について
- 2) 新たな基準認証の在り方について

○萩原基準認証政策課長 ただいまより第1回産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、また、暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日、事務局を務めさせていただきます経済産業省産業技術環境局基準認証政策課の萩原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、開催に当たりまして、産業技術環境局長の末松から一言ご挨拶を申し上げます。

○末松産業技術環境局長 皆さん、おはようございます。産業技術環境局長の末松でございます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。標準の制度、我が国、工業標準化を中心とした制度というのは、これまで我が国の産業の健全な発展とか消費者の利便に大きな役割を果たしてきたと思っております。

昨今、そういう中で、標準化をめぐる環境は大きく変化しております。我が国の産業が目指す姿として、Connected Industriesという概念を世耕大臣から発表しております。その実現には、国際標準化にどう対応するかというのが大きな鍵となっております。ルール形成戦略もすごく大切になってきております。

昨今の状況をみますと、現行の工業標準化法では、サービスやシステムの分野でJISがつくれない。それから政府が全てのJISの原案を審議する必要がある、スピードが遅い。標準化を支える人材が質的、量的に不足している。フォーラムとかコンソーシアムを

含めた基準認証情報を広く収集し、官民で共有する体制ができていない。いろいろな課題が指摘されるようになってきていると思います。

今、お話ししたのは、今日お集まりの委員の皆様からお伺いしたいことなどを総合すると、そういう状況ではないかと思っております。法体系をみますと、1949年の工業標準化法制定からほとんど変わらずに来ており、今、第4次産業革命が起こりつつある中、基準認証の官民体制を見直さなければ、我が国の国際競争力は維持できないといった危惧も覚えるところであります。

こういう状況の中で、経済産業大臣から産業構造審議会に対する諮問がなされ、基準認証制度のあり方について、基準認証小委員会を設置し、検討することになりました。

我が国の基準認証制度のあり方について、忌憚のないご意見を賜ればと思っております。これからよろしく願います。ありがとうございます。

○萩原基準認証政策課長　　続きまして、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

本日は、第4次産業革命という流れもございまして、ペーパーレスということになってございます。議事次第から触っていただいて、左側の矢印を置いていただきますと、資料1、基準認証小委員会委員名簿、資料2-1、設置の趣旨、資料2-2で議事の取り扱い、資料3で、事務局が説明いたします新たな基準認証の在り方について、その他ということで、このiPadの利用の手引のようなものも入れさせていただきます。それから参考資料で、大臣から産構審会長への諮問についても格納させていただきます。こういった資料をもとに、本日は議論いただく形になります。

それでは、引き続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。大変恐縮ですけれども、資料1の基準認証小委の委員名簿をお開きいただければと思います。

50音順で恐縮ですけれども、まず最初に、富士フイルム株式会社執行役員の浅見委員でいらっしゃいます。

続きまして、国立研究開発法人防災科学技術研究所審議役の天野委員でいらっしゃいます。

続きまして、主婦連合会会長、環境部長の有田委員でいらっしゃいます。

続きまして、一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター運営会議委員長、新日鐵住金株式会社常務執行役員の安藤委員ですが、本日欠席のため、代理で大橋事務局長に席に座っていただいております。

続きまして、ヤマトホールディングス株式会社専務執行役員・金森委員でいらっしゃいます。

続きまして、慶應義塾大学法学部教授、弁護士の君嶋委員でいらっしゃいます。

名簿のご紹介をさせていただきます。日本商工会議所・駒沢委員でいらっしゃいます。大崎電気の取締役でいらっしゃいますが、本日は欠席でございます。

続きまして、一般社団法人日本自動車工業会安全・環境技術委員会委員長の坂本委員の代理で、本日は長谷川部長に座っていただいております。

続きまして、名簿のご紹介でございます。独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長の辰巳委員、本日は欠席でございます。

続きまして、一般社団法人日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会部会長、一般社団法人電子情報技術産業協会標準化政策部会部会長、三菱電機株式会社顧問の堤委員でいらっしゃいます。

続きまして、全国地域婦人団体連絡協議会事務局長の長田委員でいらっしゃいます。

続きまして、名簿のご紹介でございます。一般社団法人日本経済団体連合会教育・CSR本部長・長谷川委員、本日は欠席でございます。

続きまして、東京大学大学院工学系研究科電気系工学専攻教授の日高委員でいらっしゃいます。

名簿のご紹介でございます。独立行政法人国民生活センター理事長の松本委員、本日は欠席でございます。

続きまして、長岡技術科学大学理事・副学長（国際連携・産学連携担当）でいらっしゃいます三上委員でございます。

続きまして、国立研究開発法人産業技術総合研究所人間情報研究部門長・持丸委員でいらっしゃいます。

続きまして、ダイキン工業株式会社CSR・地球環境センター担当課長の山中委員でいらっしゃいます。

続きまして、公益財団法人日本適合性認定協会常務理事・認定センター長の米岡委員でいらっしゃいます。

また、オブザーバーといたしまして、総務省情報通信局通信規格課標準化推進官の井出様、また、関係省庁、府省の方々からも傍聴いただいております。

それでは、時間がかかって恐縮ですが、小委員長の選任に移らせていただきます。事務

局といたしましては、日高委員に小委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、日高委員に小委員長をお願いしたいと思います。日高委員長に一言ご挨拶をいただくとともに、以降の議事をお願いいたします。

○日高委員長　ただいま、この基準認証小委員会の委員長を仰せつかりました東京大学の日高でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私は所属が工学系研究科の電気系工学、電気系と書いてあるわけですが、電気・電子・情報を含んで、あまり長いのでまとめて電気系と申し上げています。そういった関係で、特に電気安全の標準化、また具体的には、電気関係ですと最近では100万ボルト送電、UHV送電といいますけれども、こちらは日本発の技術でございますが、それを世界標準、IECの標準にするというようなところでいろいろ関わらせていただいています。いずれにしても、安全につきましても、そういった日本のすぐれた技術、これらはやはり標準化というところで果たす役割は非常に大きいのではないかと考えております。

産業構造のほうも、こういったものづくりから始まりまして、最近では、第4次の産業革命といわれておりまして、いろいろ広い分野にわたってきましたものづくりだけではなくて、マネジメントやサービスに広がってきたということで、そこでもやはり標準がとても大事であるということは、皆様よくご承知だと思います。

こういった周囲環境の中で、ぜひご関係の皆様方のご協力を得まして、この小委員会で議論するだけではなくて、最終的にはいろいろな答申、実行可能な答申が出るように努めてまいりたいと思いますので、どうぞ皆様方、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、実際の議事のほうに進めさせていただきます。本日の議事次第に沿って進めてまいりますが、ここでお願いがございまして、プレスの皆様におかれましては、冒頭の頭撮りのみということでございます。ここまでとさせていただきますので、以降、撮影等については、ご遠慮いただきたいと思います。ただし、引き続き傍聴いただくことは構いません。

それでは、議題2のほうに早速移ります。産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会の開催趣旨等についてという議題に入らせていただきます。

まずは、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

○萩原基準認証政策課長　ありがとうございます。それでは、資料2-1、2-2に基

づきまして、説明させていただきたいと思います。お手元のタブレットのほう、1回メニューに戻っていただきまして、2-1、2-2、それから、参考資料で大臣からの諮問というのが関係資料でございます。まず、資料の2-1をごらんください。

こちらは、委員就任をいただくお願いをした際におもちした資料でございますが、基準認証小委員会の設置の趣旨が書いてございます。基準認証小委員会は、もともとJISC、日本工業標準調査会という場で工業標準化法に関するさまざまな議論を行ってまいりましたけれども、さまざまな環境変化に基づくもの、事業環境が変化しているということ、それからJISCの位置づけ自身についても議論の対象になり得るということから、産業構造審議会の中に産業技術分科会がございますので、そちらの下で基準認証小委員会を設置して、さまざまな大きな議論をさせていただくということで設置したものでございます。

参考の資料に行ってくださいますと、大臣から産構審会長への諮問の文章がみていただけると思います。これは配付資料には入ってございませんけれども、委員の皆様にはお手元に入れさせていただいてございます。めくっていただきますと、産業構造審議会から産業技術環境分科会のほうに落ちているペーパーについてもごらんいただけるようになってございます。

続きまして、資料2-2に基づきまして、議事の公開についてご説明させていただきます。

産業構造審議会は基本的に原則として公開になってございますので、基準認証小委員会の議事の取り扱いにつきましても、原則として公開する。配付資料も原則として公開する。議事要旨、議事録についても原則として公開するというようにさせていただきたいと考えてございます。また、個別の事情に応じて、会議または資料を非公開にするかどうかについての判断は、委員長に一任という形でケース・バイ・ケースで考えますが、原則は公開ということでご説明をしたいと思います。

以上でございます。

○日高委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、まず、この設置趣旨につきまして、今ご説明していただいたとおりでございますけれども、特に議事の公開につきまして、皆様からご意見がございましたら、よろしく願いいたします。――よろしいでしょうか。

通常、こういった会議では、公開を原則としていることで、皆様、よくご承知のことかと思っております。それでは、ただいまご説明がありました資料2-2のとおり、原則公開とい

うこととして進めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議題3に移ります。新たな基準認証の在り方についてということで、こちら事務局から資料の説明をお願いいたします。

○萩原基準認証政策課長 お手元の資料、タブレットをもとに戻っていただきまして、資料3、新たな基準認証の在り方についてというものをごらんいただければと思います。

ページをめくっていただきまして、17ページ物でございますけれども、17分の2になると思いますが、1ページ、新たな基準認証の在り方に関する検討の背景及び本日の論点についてという1ページ目でございます。

こちらは趣旨紙にも書かせていただきましたけれども、先ほど局長から挨拶させていただいたとおり、日本の標準化はJ I Sの活用によって、生産性の向上なり、国民生活の改善に相当程度貢献してきたと考えてございます。ただ、環境の変化というものがございまして、欧米ではある種取引の認証に必要なものとして標準が使われて、後ほども出てまいりますけれども、欧州の市場統合なり、W T OのT B T協定の発行に伴いまして、国際市場を獲得する手段として活用されるようになってきてございます。

加えまして、分野につきましても、鉱工業品の分野だけではなくて、サービス・マネジメントの分野に拡大してございまして、加えまして、今足元では、先ほどもございましたとおり、第4次産業革命の動きがございまして。

こういった中で、グローバル市場における企業や産業の競争力強化という観点もございまして、新たな基準認証の在り方について、改めて検討するということにしてございまして。

本日の論点といたしましては、3つ挙げてございます。標準化と研究開発、規制とか認証、さまざまな相互作用の重要性が増大してきているのではないかと考えておりますので、日本として、それにどのように取り組むべきか。それから、国際標準化のプロセスの複雑化、後ほど出てまいりますけれども、こちらを受けまして、どのように取り組むべきか。また、対象の拡大を受けて、どのように取り組むべきか、ということでございます。

ページをめくっていただきますと、メニューが出てきますので、もう一枚ページをめくってください。第4次産業革命時代の鍵を握る国際標準化という題でございまして。左からIndustry1.0、2.0、3.0、4.0とございましてけれども、技術・産業の変遷と標準化の重要性について示したポンチ絵でございまして。

昔から産業革命には、それなりに標準化というものが位置づけられておりまして、蒸気

機関の安全基準でありますとか、電力分野でありますとか、さまざまな分野でねじから始まって、標準化が役割を果たしてきたと思いますが、足元のIndustry4.0では、もう既に技術が確立する前から標準化の議論は始まっているという状況でございます。

加えまして、Connected Industriesという言い方をしておりますけれども、あらゆるものやサービスがつながるとい時代になりますので、標準化、つまり互換性なり、電力や電信がそうだったように、つながる分野での標準化が非常に重要になってきているということでございます。

ページをおめくりください。次のページでございます。国際市場における標準化の位置づけの変化でございます。第4次産業革命などの分野、新しい分野では特にではございませんけれども、従来であれば、研究開発をして、それで知財を獲得して、その後、標準化をして規制引用していくという上の従来型の流れ、段階的であったということが、今、足元では、研究開発をしながら、同時とはいいいませんが、知財をとって、それと同時に、知財をとったら、もう標準化の動きを始めて、ビジネスモデルができる前に標準化の動きをしましょうということが欧米を中心に起こってきてございます。

それから規制引用、それから認証というものと、標準化の関係というある種の相互作用のようなものが増大しているのではないかと考えておりまして、右側に吹き出しが書いてございますけれども、ヨーロッパでは、規制の技術基準などを民間主導の標準化に委ねるという傾向が出てきてございます。

ページをおめくりください。この背景でございますけれども、左側でございますが、ヨーロッパのニューアプローチと、先ほども出てまいりましたWTOのTBT協定、これは欠かせないのではないかと考えてございます。1985年にニューアプローチという形で、ヨーロッパの整合規格化の動きがございまして、CEマークが義務づけられました。例えば皆様のスマートフォンなり、パソコンの電源のアダプタなどに必ずCEマークがついてございます。これは輸出する場合のルールになってございますが、欧州統合のときにこのルールができて、それがWTO/TBTでグローバルに展開されたという認識でございます。

それに基づきまして、実は、この資料は右側に認証機関の規模もございまして、このマークを認証するための機関もヨーロッパ、欧米を中心に非常に拡大してきているということでございます。事業展開をする国、それから従業員の数で比較してございまして、非常に大きなものになってございまして、日本は、船舶の分野は別といたしますと、JQAやJETは比べますと非常に規模が小さいということが言えるのではないかと

思っています。

ページをおめくりください。国際標準獲得プロセスの複線化でございます。従来はISO/IECなどの国家規格に上がっていくルート、1国1票の投票制度がございましたけれども、これに加えまして、もちろんデジュールだけではなくて、デファクト、コンソーシアム、それから先ほどもありました欧州のルール、さまざまなやり方で国際標準ができていくという流れが多種多様なルートでできてまいります。ですから、必ずしもデジュールのルートで行くのではなくて、コンソーシアムを通じてデジュールに入ってくるものもあれば、地域規格を経由して国際標準に入ってくるものもございます。いろいろなルートで入ってくる国際標準、国際規格、これが全てある種、調達の基準になったり、各国のルールにひも付いたりということになってまいりますので、これが市場獲得のツールに使われるようになったもとの背景ではないかと思っております、我が国としてもそういったルール形成への戦略が必要なのではないかと考えております。

ページをおめくりください。分野の拡大でございます。これは皆様、ご案内のとおりでございますけれども、製品、モノだけではなくて、マネジメント分野、サービス分野だけではなくて、モノのインターネット化ということで、社会システム分野にも拡大してきているところでございます。現在の工業標準化法につきましては、対象が鉱工業品の関連、建築物に関するものに限定されておりますので、サービスのためのマネジメント規格のようなものについては、今のところでは国内での規格化が非常に難しいというところでございまして、もちろんものづくりに関係するということで、ISO9000を始めとして、マネジメント規格にも対応してまいりましたけれども、その対応にも限界が来ていると考えている次第でございます。

2枚めくっていただきまして、日本の標準化の現状と課題でございます。

これは、これまでの標準化の制定までの経緯、プロセスについて書いたものでございまして、企業や大学などが参加いたしました審議団体のほうでご議論いただいたものが原案作成いただく形になってございます。これに1年ぐらいかかってございますけれども、それに加えまして、JIS C、日本工業標準調査会と申しますが、こちらのほうの審議に1年程度かかってございます。

その結果、主務大臣が制定するというスタイルになってございまして、この標準化について、国主体の活動であるという位置づけが強いということと、工業標準化のいい面である工業会でしっかり議論するという結果、個社の技術の標準化は困難であるとか、

業界横断的な分野での合意形成が難しいのではないかと議論がございまして、J I S Cにつきましては、閣議了解をいただいております、I S O / I E Cに加盟する形になっております、代表としてJ I S Cの立場でI S O / I E Cに参加しているという状況でございます。

次のページをみていただきますと、そのJ I Sの制定でちょっと時間がかかっている例でございます。先ほど原案作成に1年ぐらいと申しましたけれども、それに加えて、J I S Cの審議にも1年、加えて、規制に引用するということになりまして、一番右の薄い緑色のところでございますが、さらに数ヶ月かかるということございまして、一番遅い例ですと、I E Cの規格化から5年2ヶ月たつて、これは電安法の技術基準の整合規格になったということで、この規格は非常に通則的なもので、用語から何から全部決めているものなので、これが全ての標準というわけではないのですが、ただ、細かいものになりますと、これだけ時間がかかっている、第4次産業革命の時代に対応できていないのではないかと意見、コメントを頂戴しているところでございます。

もちろん早い例もございまして、I E Cの規格化から1年でやっているものもございまして、マネジメント分野のものなどは、I S Oの分野などは比較的早くなっている。すぐにJ I Sで対応できているものもございまして、あらゆるものに、いろいろなものに対応するためには、今までの審議形態だけで十分かどうかということで、ここに書かせていただいているところでございます。

続きまして、分野の広がりのところでございます。対象範囲のところでございますが、先ほど申し上げたとおり、鉱工業分野だけではなくて、マネジメント分野、サービス分野に広がっております。I S Oの分野を中心にマネジメント分野、サービス分野が広がっております、800件弱が今、マネジメント・サービス分野でも議論が始まっていたり、できているということでございまして、第4次産業革命との対応につきましては、現行のJ I Sではサービスのためのマネジメント規格みたいなものは対応できないということでございまして、そのあたりの限界が生じているというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

こういうことを含めまして、私どもといたしましては、今回、検討の進め方ということでございまして、3回程度で議論いただきまして、本日、主要検討課題に関する議論をいただきまして、本日の議論をまとめて第2回に何らかの私どもとしての考え方のようなものを事務局として提案させていただいて、議論の材料にいただければと考えてござい

まして、7月21日に第3回は日本工業標準調査会との合同会議を今予定してございます。こういう形で進めさせていただければと思います。その結果を踏まえまして、産業技術環境分科会に報告をしたり、日本工業標準調査会に何らかの報告しながら進めていきたいと考えておりまして、でき得れば、8月ぐらいまでには成案を得て、パブリックコメントを経まして、答申をとりまとめまして、工業標準化法の改正に向けて検討を進めたいと考えている次第でございます。

私からの説明、長々と失礼いたしました。以上でございます。

○日高委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいま萩原課長より説明がございました内容につきまして、これから議論に移りたいと思います。今日ご出席いただいております委員が12名いらっしゃいまして、代理の方2名を含め、この場には現在、計14名の皆様方がいらっしゃいます。それぞれ今ご説明いただいた内容につきまして、皆様方、大変見識が深いので、それぞれのご意見をお持ちでいらっしゃろうと思います。きょうは最初の会でございますので、開会時にはお名前程度で失礼させていただきましたけれども、これから自己紹介を兼ねまして、ただいまご説明いただいたような内容を含めて、皆様からまずは自由にコメントをいただきたいと思っております。

ただ、時間が限られています。私の頭の中には14名いらっしゃいますことから、1人6分ぐらいお話しただいて、これで84分になります。残り時間をみますと、90分ぐらいですから、これでほとんど終わってしまうかもしれません。ここはやはり重要でございますので、そのくらいを目安にぜひご意見を頂戴したいと思います。多分1回言ったことに対して補足をしたいとかということもあるでしょう。6分の持ち時間の半分ぐらいをまずは目安に自己紹介とコメントをいただくということでいかがでしょうか。

とはいっても、今のご説明、大変多岐にわたっております。資料3の最初のほうに先ほどご説明いただいた内容の要点がまとまっていたかと思えます。そちらをご参考にしていただければと思います。2枚目のスライドの下の方に本日の論点がございます。こういったところもご参考にしていただきまして、3点ございますけれども、ぜひご意見を頂戴できればと思います。挙手をしていただいても、全員にお願いすることになりますので、大変恐縮ですけれども、浅見委員から自己紹介とコメントを順次頂戴できればと思います。もし途中で何かご質問等がありましたら、少し発言をいただくこともあろうかと思いますが、まずは順番でお願いしたいと思います。

○浅見委員 富士フィルムの浅見でございます。子供のときから出席番号は大体1番です。最初は慣れております（笑声）。

私は、今は知財戦略担当ですが、会社の中では研究開発をかなり長くやっております、R&Dのほうが比重が大きく、知的財産本部の仕事はここ数年来やっております。

先ほどいろいろな論点があるというお話だったのですけれども、やはり産業界の観点からしますと、お話の中にありました国際標準化のプロセスの複線化といいますか、今までの標準化ということで我々が考えてきたような枠組みではない動きが欧米中心に活発化しているということを中心に意識しております。

たとえば3年前にアメリカでI I Cというコンソーシアムが発足しました。できてから半年ぐらいの3年前の9月に、材料系の企業としてはちょっと珍しかったのですが、弊社もそこに参加いたしまして、そこでの動きをみると、相当世の中変わってきているのだなということを感じております。

どういうことかと申しますと、私どものようなメーカーで標準化というと、デジュール標準の考え方で、モノの標準、製品をいかに、安全性を含めた品質をどう標準化して、そこでどう競争していくか、そういう品質をつくり込む優位性、強みを特許でしっかり押さえて競争に勝っていくという、非常に古典的とも言える、そういうアプローチであったわけです。いろいろな新製品が出ていく中で、デジュールで決めていくやり方というのは、どちらかという、後づけといいますか、世の中に出てきたものをしっかり管理していく考え方であるというように私は捉えております。

それに対しまして、これはどれくらい前からかはわからなくて、ひょっとすると、20～30年前からもう海外では始まっていたのかもしれないのですが、フォーラム標準とかコンソーシアム標準という動きがございます。これはモノの標準というデジュールの観点に対して、ビジネスフレームワークの標準といたらいいのでしょうか、どういうビジネスでどういうモノ、サービス、お金の流れをつくっていくのかということ、そういうフォーラムとかコンソーシアムで議論して、その中で、新しい仕組みを考えたときに何を標準化しなければいけないかを決めていくものです。そこに最初から参加していると、そういう新しいビジネスのフレームワークの中でいいポジション取りができるということです。そういう仕組みの中でも当然、知的財産権の位置づけは重要なポイントでありまして、標準のための必須特許をどう扱うのかとか、競争領域はどこでやるのかというようなことを意識しながら、そういうビジネスの仕組み作りにはいろいろな会社に取り組んでいるわけです。

ですから、IICのミーティングに行きますと、そういうビジネスの仕組みをつくる主導権をどう握るかということで、グローバル企業が一生懸命争っている。そのように感じます。

こうしたことを踏まえまして、今回の委員会の中では、日本の一企業として、また企業群の一員として、日本の産業、さらには日本の中の仕組みをどうするのかということについて、デジュール標準とコンソーシアム標準という2通りの考えをしっかりと区別して議論したいと考えております。

結局のところ、そういうビジネスの仕組みを全部つくられてしまうと、あとから参加する者たちは安くていいものをつくってくれれば、仲間に入れてあげてもいいよという扱いになってしまいますので、日本の産業の競争力という意味でいうと、これは非常に困った事態になると思っております。それが一番大きい関心事でございます。

あと、つけ加えてもう一点ですが、昨今、IoT、モノのインターネットということで、情報の流れがどんどん加速しています。その中で、データの価値が高まっている割に、法的にそれをどう保護するかというのが追いついていないというのが現状です。ここも企業としてどういうデータをどうビジネスに活用していくのか、それをどう保護していくかというところを一緒に考えないといけないと思います。データの扱いにつきましても標準という切り口から、何らかの規制であるとか、政策であるとか、そういうものが出てくるのかなと思っておりますので、その辺も含めて議論できたらと思っております。

○日高委員長　　どうもありがとうございます。引き続き、天野委員にお願いしたいと思っております。

○天野委員　　天野です。

私は鹿島建設を定年退職した後に今の職についているのですが、鹿島時代は、前半は研究員で過ごしまして、専門はコンクリート構造とトンネルの火災防災でした。後半は、研究開発、実用化研究のマネジメントを主としてやっております、最後の3年間は知財部長ということで卒業しました。

そういう中で、コメントを3つ言わせていただきます。ISOの複線化というのがありましたけれども、これは今に始まった話ではなくて、昔からあったのです。特に、建設業界で海外に出ていくというところで、大体スーパーゼネコンを初めとして、みんな大赤をこいています。それはなぜかということ、地域ルールです。例えばコンクリート標準示方書にしても、イギリスの考え方は、イギリスの植民地の国に全部展開されて、日本の幾らい

い技術をもっていっても全然相手にされない。フランスも同じです。鹿島もアルジェで赤字工事となりましたけれども、これは全くフランスの考え方で、土質改良などは全然日本のほうが数段上なのですが、それを納得してもらうだけで2年かかりましたので、とても大変でした。

というようなことで、私は工業標準化の委員として、鹿島時代から参加させていただいているのですが、こういうシステムというか、考え方の標準化についても、とにかく光を当ててくださいとずっと叫び続けていまして、こういう事態になってきたことを非常にうれしく思っています。これが1点目です。

2点目なのですが、鹿島を引退しまして、防災科研のほうに移りまして、今、内閣府のSIPというプログラムの中心のお手伝いをさせていただいています。その中で内閣府さんの知財委員会が立ち上がりまして、鹿島で知財部長をやっていたこともありまして、その委員長をやらせていただいたのですが、グローバルにいろいろな分野ごとに特許、ISOの状況を調べますと、防災という分野はまだ、災害がないということもあるのでしょうけれども、ほかの海外の国々は余り知財の権利をもっていないのです。ましてや、ISOのシステム化も進んでいないのです。なので、この分野は、日本としては非常に狙いやすい分野だと委員長をやらせていただいたときに思いました。

3点目なのですが、2点目とひっかかるのですが、ISOと一言でいいましても、特許のときと同じで、特許をつくれればいいというものでもなかったと思いますが、ISOに関しても、ISOをつくれればいいというものではないのです。やはり、それを日本全体のビジネスモデル、さっき浅見さんもおっしゃっていましたが、どう結びつけていくのか。ここまで考えていかなかったら、一生懸命ISO化しても何にもならないということになると思います。

先ほど防災ということで申し上げましたけれども、今、防災科研で、経産省の国際標準課の方にお手伝いいただいて、SIPのプログラムに出てきているものをISO化しようとして、非常に順調に進んでいます。ただし、これは地盤の調査法なのですが、防災科研は文科省の所管ですが、はっきりいって、日本のビジネスモデルで考えると、国交省のインフラ整備のプロジェクトに使えるのです。なので、このビジネスモデルをお考えいただくときに、1つの省庁の中だけでお考えいただくことではなくて、日本全体のビジネスモデルを、この経産省さんが中心となってぜひ考えていただきたいと思えます。

もう1つ、ビジネスモデルの中で忘れてはいけないのは、認証機関です。先ほどの話も

ありましたけれども、他国は、海外の国は大体認証機関でお金もうけをしているのです。日本の原子力発電を考えればよくわかると思うのですがけれども、この認証機関が日本は非常に薄いと思います。これを何とかしてほしいと思っているのと、先ほどのISO化について、システムとかサービスとかマネジメントになると、多分研究開発のやり方としては、国の研究機関や何かを中心にして、研究成果をつくるという場面が結構出てくるのです。

それで、防災科研に入って、ISO化をちょっとみさせていただくと、かろうじてあるのが特許をつくるまでなのです。ISOなどというと、産総研さんは別だと思いますが、ほとんどの国研は何それという感じで、誰がやるのという感じになってしまうのです。やはりこのところの、主として、国の研究機関を中心にしたようなときの知財の考え方、これは予算の考え方にもなると思うのですが、この辺をしっかりと見据えていっていただけるといいなと思っています。

○日高委員長　ありがとうございます。それでは、有田委員、お願いいたします。

○有田委員　有田と申します。

消費者団体なので、今のお2人のようには、専門的にはお話はできないのですが、自己紹介を兼ねて、標準化、規格に関してかかわってきたことを述べさせていただいた上で、現在、主婦連がどういうことを行っているかなどについて申し上げたいと思います。

私は、主婦連合会の会長兼環境部長をしております。主婦連合会に関わるようになる数年前は、事業を伴った消費者団体である生活協同組合で、商品・環境の担当役員をしておりました。当時、食品製造工場もありましたので、ISO9000やISO14000を取得することにもかかわってきました。ちょうど1997年、1998年ぐらいのときです。考え方、使い方一つで役に立つものとして、標準化に非常に関心をもってきました。

私は、主婦連合会に2005年からかかわるようになったのですが、主婦連合会はJISやISOにかなり以前から関わっています。多くの消費者団体がJISやISOに余り関心をもっていない中、主婦連合会は消費者にJISやISOについて知ってもらう事を目的に各地で学習会を開催し、私も講師として出かけています。

年齢の高い方は消しゴムや鉛筆のJISについてご存知ですが、若い人はJISの事はほとんど知りませんし、地震や災害時の表示などについても余り知られていません。学習会後に駅にある案内表示の地図などに災害時避難場所などが書かれていることに改めて気づくというような状況です。標準化に関わっていると、結局この標準化に何の意味があるのだろうかと考えてしまうときもありますが、規制緩和の流れの中で、JISやISO

で製品安全やサービスの分野で消費者が守られる事が確保されるのであれば標準化は重要なことだと思っています。現在、主婦連合会は、毎年5月にあるCOPOLCO（消費者政策委員会）に人を出し、事故調査の標準化という提案を行っています。

私はある県の特区内でロボット研究の倫理審査にかかわっているのですが、以前のJISやISOの進め方では、いい研究をしている事業者がいても、まさに複数でかかわってJIS化やISO化を進めるために、先進的な研究技術が結局ほか企業に盗まれ使われてしまうことを見聞きしたことがあります。そういうことからしますと、新しい形で進めていくという必要性は感じています。今後、スピード感を持って進められるのか、どのように展開されるのかなど関心があります。

○日高委員長　ありがとうございます。それでは、大橋様、よろしくお願ひします。

○大橋代理　鉄鋼に関していいますと、ISOの会議では、競合するヨーロッパとほとんど対等なくらいにやっておりますので、余りにすることはなくなりました。最近では、高炉だけではなくて、電炉が当標準化センターに会員として入ってくる数が急激にふえまして、大きな電炉が5社ほど最近会員になっています。

それはなぜかという、やはり標準化にかかわっていきたいという意識が強くなってきて、電炉でしかつくっていないような製品も国際規格にして、海外に打って出ようという考え方が広がってきたということかと思ひます。

それから、最近の特徴としましては、やはり欧米とか、もしくは原料ですと、オーストラリア、ブラジルなどと話し合う機会が多かったのですが、最近では対応が一番遅れている東南アジアに対して、積極的にいろいろな活動をやっております。向こうの民間、もしくは国と話し合う機会が非常に多くなりました。そういったところに対する教育をぜひやってほしいという要求がありまして、そういうつき合いが増えてきます。

ちょっと鉄の話を外れまして、私は標準化というのは、標準化だけで効果を出すとは余り思ひません。やはり標準化というのは、日本のすぐれた技術というものを守るための1つの手段であると思ひます。ですから、知財とか、標準化とか、そういったものを使って、海外に打って出て、何も妨害されることなく、世界の中で日本のすぐれた技術を打って行く、使ってもらっていくというようなことに対して有効な手段であろうと思ひます。

そういうときに、日本の全体をみると、国際標準化というのは、ちょっと前までは非常に遅れているというか、なかなか海外に出ていけないというような感じではなかったかと

思います。日本の主たる産業界から呼ばれまして、いろいろな講演会をやらせていただきましたが、やはり気持ちはあるけれども、実行できないというような状況の産業界が非常に多かったと思います。国際標準化をやるときには、産業界として、もしくは国として何のために国際標準化をするのか、そのために必要な人、もしくは技術をどうやって培っていくのかというようなことを考えなくてはならないのですが、そういったものに対する取り組みが非常に弱かったのではないかと思います。

そういう意味では、資料の一番最初に本日の論点で書いてあります標準化と研究開発、規制、認証の相互作用の重要性増大というところは、まさにそういうことだと思います。産業界で日本の中だけではなくて、海外、グローバル化という言葉が最近出てきますけれども、本当は日本の優れたものは、世界に打って出ないといけないのだと思いますが、なかなか世界に打って出るような機会がなかったのではないかと思います。これはなぜかという、日本の中でも十分満足できるような活動ができますので、そうなのだと思います。ただ、世界に打って出れば、もっと大きな活動に広がる可能性がありますので、技術開発も含めての標準化という部分があると思いますけれども、そういったものを国、または産業界がリードする。そういったものをぜひ国を中心として体制を強化していくということは極めて重要な話だと思いますので、ぜひそういった体制をとっていただきたいと思っております。

そういったものを助けるものとして、国内の規格化を規格協会に任せるということは非常に裾野を広げるといいますか、規格化の活動を広げるという意味でいいとは思いますが、規格協会というものが経産省の下請けではなくて、ぜひ自主的に規格を効率よく開発、作成していけるような団体にすることによって、逆に経産省の方たちが世界戦略的なものに対して、日常業務に煩わされることなく、そういったところに没頭できるような体制づくりをぜひしていただきたいと思っております。

先ほどからいいましたように、標準化というものは、技術開発も含めた形での関連性があると思うので、そういったところをぜひやっていただきたいということ。それから、先ほどいってました広い範囲での活動になるというのは、それはそうだと思います。サービスでも、医療でも何でもそうだと思います。それから、さっきの規格化の図の中で一番最後の基準化ですか、あそこが遅くなっているのがありましたけれども、鉄でいっても、規格をつくっても国交省で採用されるのに10年かかるとか、そういったものがありますので、ぜひとも国としてというか、日本として効果のある標準化体制をぜひつくっていただ

きたいと思っております。

以上です。

○日高委員長　ありがとうございます。続いて、金森委員、お願いいたします。

○金森委員　ヤマトホールディングスの金森でございます。

サービス分野の会社でございます。宅急便を中心としたビジネスでございますけれども、私どもの事例は、実際に標準化ということを考えて中で、実際の規格づくりに私どもは参画したという事例をちょっとお話しさせていただきたいと思えます。

ちょうどこの2月末に英国規格協会、いわゆるBSIからPASといひまして、公開仕様書という日本語訳になっていると思えますけれども、このPAS1018というのを、小口保冷の配送サービスという分野をターゲットとして、実は発行していただきました。

小口保冷でございますので、ポイント・ツー・ポイントのチャーターベースの小口保冷は当然いろいろな業界の中の規定がございますけれども、私どもの小口保冷、小口は、簡単にいひますと、北海道の農産物、水産物をつくられているところから私どもが集荷して、東京まで輸送して、それをさらに仕分けして、宅配までつなげる。いろいろな登場人物が登場してくるということで、特に冷凍冷蔵に関しては、品質を担保するというのが、特に食品系は多うございまして、非常に重要だと思っております。

各社さんとも、社内規約はつくられているのですけれども、私どもとしては、やはり業界内での標準化を考えたいという思いがまずございます。それよりももっと大きな思いとして、このサービスは海外展開をしております。海外展開をする中で、小口保冷のサービスをみてみますと、もちろんそれなりの提供されている会社さんもあるのですけれども、いわゆる低品質、低価格といひますか、保冷といひながら、バッグの中に氷をぱらぱらと入れただけの保冷サービスの事例も海外では見受けられる。こういうフィールドで競争は避けたいという思いがまず一番強うございまして、そのためには、日本以外で、私ども上海、香港、シンガポール、マレーシアで展開してございますけれども、そこでは品質をきちっと競争ができる標準を提供して、国際的な認知につながる規約をつくりたいということで、実は考え始めました。

その中で、当然日本語でつくりたいという思いが非常に強うございましたけれども、先ほどのお話があるように、日本国内の規格づくりでは、そのサービス分野に関しては難しいということで、実は英国規格協会を選定して、我々が依頼をしてつくったという経緯でございます。

この国際規格ではないのですけれども、どちらかというと、国家規格と民間規格の間のような位置づけになろうと思いますが、そういう意味では、今後のISO化も含めて、ならんで進めたいと思います。私もこれに着手しまして、1年弱で発行までこぎつけて、その後、ちょうどこの2～3ヵ月審査をいただいて、各国を含めて、実は認証をこの5月末でいただいているという状況でございます。

今後でございますけれども、経産省さん、あるいは国交省さんを含めて、この取り組みに対して、いろいろな形で国際標準化の動きがなされていると思っております。そういう意味では、経産省さんが今置かれています各国の、特にアジアの中での各国との協議ですとか政府間対話等々の中で、こういうものが1つの事例として進められていると聞いておりますし、私どもとしては、現実には、これは先ほども出ています運用ができなければいけないということがございますので、各国の私どもがやっているビジネス、当然でございますけれども、タイとかマレーシアでいわゆる出資を伴ったパートナー、そこにはこのPAS認定をしていただきたいと思いますし、特に国際保冷の、あるいは国内保冷のニーズが強いのは、今中国でございます。中国のいわゆるビッグプレーヤーに対して、私どものノウハウ提供も含めて、このPAS認定をすることによって、将来的な各国の国家規格の位置づけになっていってくれればと。

日本のサービスというのは非常に高品質であるといわれるのですけれども、その高品質を証明する手段として、こういうものが展開されることによって、サービス産業の特にASEAN、中国を中心とした展開に役立つものではないかと考えております。

ちょっと雑駁でございますけれども、以上です。

○日高委員長　ありがとうございます。続いて、君嶋委員、お願いいたします。

○君嶋委員　君嶋でございます。

私は、慶應大学で知的財産法の研究、教育に携わっておりまして、主に特許法や営業秘密の保護の関係を研究しております。それと同時に、産学連携のために、現在、慶應大学では、研究連携推進本部というところがそのお手伝いをしているわけですが、そちらで企業さんでいえば知的財産部長として、知財の取得やライセンス活動等のお手伝いをさせていただいております。

標準に関しましては、私、これまで大変不勉強でございまして、特許法の研究の中で大変注目を集めましたアップル・サムスン事件を初めとしました標準必須特許をめぐるところで改めてこの標準をどのように策定していくか。あるいは標準にかかわる知的財産をど

のように活用し、あるいは行使をどこまで認めるかという問題を勉強させていただく機会がございまして、その観点から、こちらの会でも何らかの貢献ができればと思っております。

知的財産法をやらせていただいて、大学から産業界を眺めさせていただくと、大変よいサービス、あるいはよい技術というのは、日本では数々生み出されてきて、戦後復興、それから高度成長、そして技術、先進国になる過程でさまざまな新しい商品やサービスが世界に旅立ってきたと思いますが、この時代というのは、日本はキャッチアップ型といえますか、まだ発展途上にあつたわけですけれども、それが技術先進国になった時点で、どのように経済構造を変えていくかというのが、ここもう20年以上の課題になっているかと思えます。

この中で、従来はがむしゃらによりサービスや、よい技術のためにみんなで頑張っておれば何とかという時代だったわけですけれども、これが現在は、新しいビジネスモデルであるとか新しい技術をめぐる標準の策定というところで、世界各国の企業や政府がそこで先進でいく。そうしますと、日本発でいい技術やサービスがあつても、それが世界標準にならないという状況がこここのところ続いているのではないかと危惧しております。

この過程にこれまでほかの委員の方々からもご指摘がありましたけれども、日本として企業さんも国家、政府のほうも積極的にかかわっていただくために、大学としてどのようにかかわっていけばいいかということをご常にお考えしております。

その中で、従来の標準策定は、各省庁の専門家、あるいは各企業の専門家、多くの場合は、それぞれの分野で経験をかなり積んだ方々が活躍になっていると思えますけれども、その経験は十分生かしていただくとしても、新しいビジネスモデルであるとか新しい技術に関する議論をグローバル社会で活発にやっていくというところは、私も中年でございまして、新しいところで新しいことを始めるということに能力を十分発揮できない部分があると思うのです。

そういう意味で、若い人材を育成していくということが大変重要だと考えております。その際には、例えばということで例でお話しいたしますと、大学で新しい技術が生まれる、発明が生まれるという場合に、発明が生まれて特許をとりますというところは、今、大学もやっているわけですけれども、その際に、特許法の実務でいい特許をとる、あるいは一個一個ライセンスするというところでは済まず、その技術を社会で生かしていただくためには、企業との実用化研究、それから、その技術を入れたプラットフォームとなるビジネ

モデルの形成を産業界とともに行うとともに、法律分野、それから競争政策については、経済分野の専門家も含めて標準の策定について、民間でのフォーラムですとかコンソーシアム標準を策定するイニシアチブをとっていく、あるいは国家の標準をつくっていくという事でかかわる。さらに、標準をとれた後の問題ですけれども、標準認証の過程でも日本の国が積極的にできるシステムをつくる、あるいは標準必須特許のような場合には、標準必須特許であるという認定であるとか、FRANDのロイヤリティーを訴訟などにせず民間で決定できるようなヘルプをするような体制をつくるといった学際的、業際的な体制をぜひ皆様とともに考えていければと考えております。

長くなりまして、ありがとうございました。

○日高委員長 どうもありがとうございます。続きまして、長谷川様、よろしく願いいたします。

○長谷川代理 日産自動車の長谷川でございます。きょうは坂本の代理で出席させていただいております。

坂本は弊社の研究開発部門の全体をまとめております。同時に自動車工業会の中で、環境面ですとか、安全面の技術関係を担当しております環境安全技術委員会の委員長をやらせていただいております。私は坂本のもとで法規認証、あるいは技術渉外とっておりますけれども、日本を含め海外との官庁とのいろいろなやりとりをする。そんな業務をさせていただいております。

私ども自動車業界は、どちらかというところについては、余り今までは接してきませんでした。どちらかというところ、業界全体としては、レギュレーションの法規のほうを中心として、ここ40年以上、国際の場でいろいろと意見をいいつつ、法規をどのようにしようかというところで、活動を中心にやってきました。

一方で、標準の領域につきましては、法規に引用されるような標準ですとか、そのようなものにつきましては、各社の専門家が標準化活動に入って、いわゆる技術的な論議をして、業界全体としての活動というよりも、技術者個々人の活動というような形で取り組んでまいりました。

そういう中で、大きな転機は、1つは3.11でございます。3.11で大きな被害を受けて、部品ですとか材料がなかなか調達できなくなった。そのときに、各社ちょっとずつ仕様が違って、あるものが使えないとか、そのようなこともあった。そういう中で、トヨタさんですとか、ホンダさんですとかと手を組んで、どのようなものを同時に供給していこうか、

使い合おうかというようなところから標準の重要性みたいなものが1つ出てまいりました。

もう1つは、電気自動車の世界に入ってきて、今まで自動車はガソリンで単体で走っていたわけですが、電気をつながなければいけない。つながることによって、単に充電するだけではなくて、通信をしたり、家とつながったり、地域とつながったり、そういうところから、いわゆる自動車業界だけではクローズしない世界に入っていて、特に電気とかそういう世界になってくると、標準がメインの世界になっている。

そういう中で、自動車業界としては、どのように取り組んでいくのだというところで、標準というのを大きく見直しました。特に、自動車工業会の中では、先ほど申し上げた環境技術委員会のもとに、標準化を検討するチームをつくりまして、役員の方々にお願いして、どういうところで手が握れるか、どういうところでビジネス的に工業会として勝っていけるのだ、そのために標準化は何をしなければいけないのだ、そんな議論をようやくスタートすることになりました。

そういう中で、先ほど来お話のありました、実際、標準をつくりやすくしていく。プロセスの複線化ですとか、そのようなことで、よりスピーディーに、より価値のある標準をつくっていくということは非常に大事だと思うのですが、先ほど来ご意見がございました、つくってどうするのだというところは、やはり日本は弱いのかなと思っております。どのようなビジネスをどうやって金もうけ——ちょっと言葉はよくないですが、どうやってもうけるのだというのがないままに、ただ標準だけつくっていくというのは、余りにもむなしくて、要は、そういうところをしっかりと見据えた上での標準化というところがやはり重要になってくるのだと。

一方で、そのようなことを考えていくチームというか、組織というか、そういうところがなかなかないのも現状かと思っております、日本として、どうやってビジネスに勝っていくのだと。それをしっかりと考えて、そのロードマップをつくっていかない限り、では、標準化はそれに向けて何をしていくのだというところがなかなか結びついてこないのかなと思っております。

あと、やはりこれも出てまいりましたけれども、いかに標準化をビジネスで使うか。特に認証の領域です。先ほど来ご意見がございましたけれども、認証を使っていかにもうけていくかというところは、欧州ですと、非常に食欲にお金をもうけている。それがいいとは必ずしも思いませんけれども、要は認証をビジネスとして考える。日本人は認証みたいな領域はビジネスがなかなか考えにくい国民性も多分あるのだと思います。そういうところ

ろも含めて、認証というのをどうやってビジネス化していくかということも大きなことかと考えております。

そういう中で、要は標準化をつくり上げていく、標準化をしていくためのシステムづくり、プロセスづくり、仕組みづくり、そのようなものが非常に重要ですがけれども、もう一方で、いかにビジネスをしていくか。いかに標準というものを使って、日本の産業をさらに発展させていくか。そこをしっかりと考えることを標準化の作成プロセスとあわせて検討できたらいいなと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○日高委員長 ありがとうございます。それでは、堤委員、お願いいたします。

○堤委員 三菱電機の堤でございます。

三菱電機に長くいまして、主に研究開発にかかわってきております。今は顧問でございますが、その前は、全社開発戦略を担当してございました。

ご紹介のときにありましたように、経団連の委員長とか副会長とかJ E I T Aの部会長をしていますけれども、今 I E C の M S B、市場戦略ボードの委員を務めてまいりまして、今月よりカウンスルボードのメンバーに就任することになりました。I E C 全体の発展に少しでも寄与していこうと思っているところでございます。

そこはさておきまして、こういう経験をもとに少しコメントさせていただきたいと思っております。

4 ページにありましたように研究開発と標準化を一体となってやっていくということで、これは基本的にこういう時代になっていると思います。全社開発戦略を担当していたころには、まずビジネスモデルをどうするかを考える。そういう意味でいうと、事業戦略が最初にある。その後、その事業でもうけるところを考えたときに、国際標準、標準にするのかしないのかを次に考えた上で、知財とか実際の研究開発をやっていくということを進めてまいりました。

ともすれば、自社技術の開発をして、これがいい技術だからいい製品になってもうかると思いがちですが、市場のニーズに乖離するということがたくさんございまして、こういう意味では、本当に初期段階から標準化ということを頭に置いて決めていくということが必要だと思っております。4 ページにありました図というのはすごく共感を覚えるものでございます。

それから、三菱電機というところは、電気製品を主に販売してございます。機械メーカ

一と最近いわれることもあるのですけれども、販売してなりわいとしてきています。時代が変わってまいりまして、例えばの例でございますけれども、洗濯機を長くつくってございまして、私どもは実は別の理由でやめたのですが、電気メーカーさんのいろいろな方とお話をすると、例えば日本を含めて新興国というか、先進国で洗濯機がほしいという人はもういないのではないかと。高度成長のときは洗濯機が家にあるとかいろいろあったと思うのですが、実際はもう汚れた衣類をきれいにして、また次それを使用するというサービスが要るのだらうということになります。都市化もなってきました、住宅の面積も余り大きなものがとれないところに、別に洗濯機を置いて、うちにはこんないい洗濯機がありますよと自慢できる国というのは、新興国はあるかもしれませんが、なくなってきてございまして、家庭用の洗濯機を開発して売るなどということは、ビジネスモデルとしてはもうないのではないかとというような議論をさせていただきます。

ということで、例えばコインランドリーに行って洗濯をするというのも1つですけれども、最近はどうも新聞紙上では、コインランドリーにもって行って、洗濯をしてまたもって帰ってきて、それも畳まれて返ってきて受け取るというサービスも出たというような話がございまして、私ども電気メーカーとしましても、そういうサービスに対して、我々のビジネスをどうもっていくかということが非常に重要になってございまして。

そういう意味で、J I Sがサービスを含めて法改正をされるということは全くもって賛成でございまして、ぜひそういう視点でやっていただきたいと思っております。

それから、J I S化を早く進めるというお話でございますが、当然ながら、国内市場に我々もまだ投入してございまして、約半分はまだ国内市場でございまして。国際規格に準拠したものがJ I S化されて、それを早期に投入できるということからも早くしてほしいということに関しては、すぐやってほしいというぐらいのこととございまして、法律を改正するのはなかなか時間がかかると聞いておりますけれども、できる限り早くやっていただくのがいいのではないかと思います。

そういう意味で、先ほど大橋様がおっしゃったように、規格協会の体制の強化が必要だというようなお話だったと思うのですけれども、私も全く賛成でございまして、B S I、イギリスの規格協会は330名の方がおられて、年間2,000件ぐらいイギリス規格をつくると聞いてございまして。

日本規格協会さんが多分100名強だと聞いているのですけれども、どのくらいJ I S化があるかちょっと私、頭にないのですが、多分比率的にいっても、非常に効率的に――正

直言葉を選ばないといけないかもしれませんが、劣っているということもございまして、やはりプロセス自身そのものを短縮化することを一体となって考えていただかないといけないのではないのだろうか。

そういう意味で、先ほどもありましたけれども、J I S Cの役割をきちっと明確にした上で、J I S化の迅速化を進めていただきたいと思ってございます。

以上でございます。

○日高委員長 ありがとうございます。それでは、長田委員、お願いいたします。

○長田委員 ありがとうございます。全地夫連という組織で事務局長をしております長田と申します。

私どもの組織も主婦連合会さんと同じ、かなり古い団体ではございますけれども、特にJ I Sに関しては、原案の作成委員会に委員を出すということ、それから標準化について、会員の皆さんに理解を深めていただくということでのセミナーの開催などをずっとしてきております。そういう経験の中から、今いろいろ先生方がおっしゃいましたお話の中で幾つか思いましたこととお話ししたいと思います。

本日の論点で出されているところで、国際標準化のプロセスの複線化、対象分野の拡大が論点として挙げられているわけですが、現在、J I Sの原案作成委員会などに委員を出すということを考えた場合は、消費者側として1人、ほかに別の団体から数名いらっしゃる場合もありますけれども、消費者という大きな枠を背負って出ていくという形になります。でも、今お話を伺いましたように、例えば産業界にしろ、学者の皆さんにしろ、お役所にしてもそうですけれども、それぞれ何かもうちょっと狭いものを背負って実は出ているのに、消費者だけが一般的消費者というか、全部を背負うような形になっています。

プロセスが複線化したり、対象分野が拡大したり、そしてまた、国際標準に対応しようということになった場合には、もう少し消費者側も安全——誰にとっての安全の分野を代表するのか、例えば子供なのか、高齢者なのか、障害をもっている人なのか、一般の人なのかみたいところで、先ほどからB S Iの話が出てきますけれども、英国の規格協会などはそういうチーム化がされていたりして、そういうものもすぐにキャッチアップして対応できるような仕組みも必要で、どうしても国際標準の話になればなるほど、専門家の皆さん、そして、先ほどから産業界のビジネスのお話、ビジネスに勝てるかどうかというところの論点がどうしてもふえますけれども、国際標準化されたものは非常に大きな影

響を我々に結果的に与えることとなりますので、そこに参加していく仕組みというのもぜひ一緒に今回考えていただけたらいいなと思いました。

一件一件全然別のテーマについて取り組んでいくのはすごく難しいので、そういう意味では、何か仕組みとして消費者をバックアップする仕組みをぜひ考えていただきたいと思いました。

以上です。

○日高委員長 ありがとうございます。それでは、三上委員、お願いいたします。

○三上委員 我々の大学では、13年前に安全関係の専門家育成コースをつくりまして、社会人の皆さんを対象に教育を行っています。

学生はメーカーの方も多いですけれども、テュフ、ビューロベリタス、ULといった認証機関の皆さん、あるいは病院の臨床工学技士とか様々な分野の方が来ておられます。私自身は安全の制度設計というような研究領域に関心をもっているものですから、その観点から幾つか意見を申し上げたいと思います。

1つは、安全、あるいは基準認証を担う主体形成という点に関してです。これが、欧米ではどう形成されてきたのだろうという歴史的な視点から申し上げますと、私は3つの主体からなるトライアングルがあると思っております。規格をつくる技術者協会、保険会社と認証機関のトライアングルです。技術者協会がつくる安全基準に従って、認証機関が認証し、認証を受ければ保険会社が付保して、事業者の皆さんも安心して事業を行うことができるという仕組みが働いています。国による安全確保の仕組みができるのに先立って、多分150年、200年前にこの仕組みが形成され、そのインフラがあるおかげで、EUの統一指令をみると、国は「安全であれ」と一言いうだけでこのインフラが基準認証の仕組みを回してくれるということなのではないかと考えております。

ところが、日本は大分事情が違います。まず技術者協会についていうと、日本の学会は、みんな英語名はアソシエーションオブ××エンジニアズとなっていて日本語に訳せば「技術者協会」ですけれども、日本語の名前はみんな「学会」でして、マインドとしては学術的な論文発表が中心的なミッションと受けとめられていると思います。先日、ちょっとショッキングだったのは、ある学会が学術会議に学術団体申請をしたら、大学教員が一定の数に満たないので、学術団体と認めませんという判断で却下されたというのです。今、学会も事業創造にどう貢献するかというようなことが求められている時代に、大学に籍を置く研究者が一定基準以上でないとおかしいというような基準を学術会議がもたれているの

はいかがなものかと感じました。

認証機関については、先ほど天野委員からもご指摘がありましたが、日本の弱さをどうにかしなくてはいけないと感じています。

それから、保険ですけれども、この委員会に保険の方が加わっておられないというのは、ちょっと意外だという気がするのです。私も日本の保険会社を回りまして、(火災保険や自賠償などに比べると) こまごまとした技術リスクを相手にしている場合ではないですよというような雰囲気もちょっと感じることがありますが、最近では、保険会社も系列のシンクタンクなどでは工学系の専門家の採用もふえているなど、少しマインドが変化しているように感じています。保険会社のもつ豊富なキャッシュフローをベースに規格開発も進めるといふシステムがないと、基準開発になかなかお金が流れてこない。国からの数十万円の委託費ではどうしようもないという実態があるように思います。したがって、こうした主体形成を少し長期的なビジョンに基づいて推進すること、ある意味では役所は一步身を引いて、安全基準の策定や認証を担う民間の主体を育てるのだという方向性を出していただけると、みんなも将来図がみえてくるのかなと思います。

もう一点だけ、私はJ T C 1の文字コードの委員会で2期6年間議長をやっていたのですけれども、J T C 1の活動をみていますと、ヨーロッパと日本は高齢化が非常に進んでいます。ところが、韓国、中国はみんな若いのです。この差というのは、10年したらものすごい差になるだろうという危機感があります。今、経産省も大学における標準化教育プログラムの展開を支援していただいて、我々も御支援を受けておりますけれども、ここは大変重要なポイントだと感じています。日本の標準化を担う世代の交代を早く進めないと、国際場裏で戦える若者が育ってこないと感じておりまして、ちょっと問題提起をさせていただきたいと思います。

以上です。

○日高委員長　ありがとうございます。それでは、持丸委員、お願いいたします。

○持丸委員　産総研という国立研究所です。先ほどもお話がありました。多分国研の中ではうちは標準化に非常に熱心で、たてつけがそうなっているという事情もありますが、人事の評価に標準が入っております。それから、私の部門もそうですが、旅費も含めた内部の予算措置を行っております。そして、育成もかなり戦略的にやっております。私は2016年でT C 159 / S C 3の議長を終えましたが、その次、私の下若いのが今度議長をやって、その次の若いのがその下の事務局をやるということで、若いのをとにかく育成し

ていかなければいけないという意識はもっております。

その中で、私、きょう産総研の中でそんなに標準に強くかかわっているほうではなくて、この席に呼ばれたのは、恐らく私がサービスにかかわっているから、私は人間工学の標準とサービスの標準にかかわっております。サービスというのは、ご存じのとおり、GDPの既に7割を占めておりまして、産業規模としては非常に大きなものになっているのですが、申し上げにくいですが、経済産業省の中にまだそういう局がないとか、それからJISにしても、サービスを明示的に扱える状態にまだなっていない。産総研も同じで、産総研の中でサービスをやっている人を探すと、2,400人もいるのに私の周りなどは10人ぐらいがきゅっつつまめるだけというような状況です。

殊さらなかなかすぐ変わるわけではないのですが、何が大きく様子が変わってきているかと申しますと、先ほどヤマトさんからも話がありましたように、サービスは輸出、輸入ができるということです。昔は車とか半導体しかできないと思っていたのですが、小口保冷輸送も輸出できますし、観光もインバウンドを考えると、これは輸出みたいなものに相当しています。

そういう中で、サービスというのも非常に国際化が進んでいるという状況にあります。その中で、特に欧州がやはり標準化という手段を使って、サービスの国際的な戦略構想をとっているような気が私はしております。シェアリングエコノミー、ウーバーとかエアビーアンドビーみたいなもの、これに関しても国内で内閣官房を中心に議論していた横からフランスとカナダでIWAが立ち上がって間もなく合意が形成される。

それから、サービスに関する標準化、日本とBSIでどうしようかといっているときに、ドイツ、DINからぱっと提案が出てきまして、どうもTCが立ち上がりそうだというような感じの動向でございます。恐らくドイツのDINのほうのものは、実はIndustry4.0の上にスマートサービスという次の構想が乗っかっておりまして、恐らくそこと連携しているのではないかと個人的にはそう思っております。

そういう中で、やはり日本でJISができないというのは、私どもも活動していく上で非常に——言葉を選びますが、足かせというのはちょっと強い言い方ですけども、手段が少なくなるという気がしています。例えば、日本で標準をつくって世界に行こうとすると、日本の標準はつくれないので、そこはフォーラムで何とかするとか、どうしても世界へ出るときに1個弱いような感じもしてきます。

逆に向こうでできたものを日本に訳そうという、うちの省庁はそこはあずかり知らん

みたいなことをいうと、スコープからその部分を二重線で削除しなければならなかったりして、これも何をしているかよくわからないような気がする。

そういう意味で、ぜひサービスを J I S で取り上げていただくとともに、やはり省庁を超えてアクションをしていける仕掛けをぜひ用意していただきたい。その中で、先ほど来から話が出ています J S A を活用するというのは、私は 1 つの手段だとは思っておりまして、欧州型の徹底的に B S I とか D I N が頑張るとか、アメリカや日本みたいに A N S I や J I S C があって、その下の各標準団体が頑張るといふもののもう少し間、もう少し欧州寄りみたいな、このモジュールについては戦略的に J S A が使ってやっていくのだということがあってもよいかと思っています。

もう一点は、皆さんからもご指摘がありました認証組織に関することで、これは戦略をもつしかないと思っています。私から申し上げることは 2 つでありまして、1 つは、いきなり我々がビューロベリタスやテュフみたいになるのだといっても現実的ではないので、どこかの分野でもいいから、そこに関してはしっかりと強みを発揮していくというような作戦を立てていくべきだと思いますし、その場合、実は私、人間工学の国際標準に出ているのですが、国研も含めて大学の先生ががさがさ出ているのは、日本とか韓国もそうかな、欧州はそれこそコンサルとか認証機関がいっぱい出てきます。ロイドレジスターとか、インターテックとか、そういうところからたくさん出てきていて、当然ですけれども、つまり標準策定そのものに認証機関もかかわりながらビジネスを回していくという仕掛けができていますので、やはりここを強めるのだという戦略をもったら、そこに関しては、そういう標準の議論そのものに認証機関も積極的にかかわっていくような体制ができるとよいかと個人的には思っております。

私からは以上です。

○日高委員長　　どうもありがとうございます。続いて、山中委員、お願いいたします。

○山中委員　　ダイキン工業の山中と申します。

C S R ・地球環境センターと申しますところに所属しておりまして、弊社がもちます環境技術を世界に広めていくというような活動をさせていただいております。この中で、私どもの事業、何をやってきたか少し紹介しながら標準化の問題、思うところをお話しさせていただきます。

その前に 1 つ、これは余りよろしくない提案かもしれないのですが、もしサービスとか、マネジメントとか、その枠組みを広げるということであれば、例えば、J I S と

いうお名前の I をとってしまうというのはあるのではないのだろうかとかねてより思っておりました。と申しますのも、名は体をあらわしますので、I がついていることで、スコープが狭まってしまうのではないかというのを思っておりました。ただ、名前を変えるというのは大変なことで承知しておりますので、今回は単なる意見ということでお考えくださいませ。

弊社はダイキン工業と申しまして、空調機の製造、販売をしております。ここでなぜ国際規格の取り組みに力を入れることになったかをご説明いたします。空調機の中には冷媒という物質が入っております。この冷媒が空調機の中をぐるぐる回り、熱のやりとりして、空気を冷やしたり、暖めたりするというものでございます。この物質がなければ、空調機は何の役も果たしません。この冷媒は非常に重要で、空調機の血液ともいえるものです。それを最近、オゾン層の問題ですとか地球温暖化の問題等々がございまして、今のものから別のものに変えていかなければならないという課題に我々突き当たっておりました。

このため、弊社でもいろいろ研究した結果、1つの冷媒を提案させていただくにいたしました。これは非常にいい冷媒と考えております。機械の効率も高めますので、我々だけではなく、世界に広めていきたいと考えました。つまり、この冷媒を使った機器が売れる市場を世界規模で広げていきたいと思いますということを考えていきました。

そのために何をやったかと申しますと、規格、規制に対して、この冷媒が所属する新たなカテゴリーを提案し、設けていくということをごささせていただきました。これはもちろん我々だけではなくて、いろいろな業界の皆様とも協力しながらということになります。このときに一番最初に取り組み対象として上がりましたのが I S O でございます。具体的には I S O 817、そして 5149 でございます。これは冷媒を使った機器をどのようにとりつけるかとか、設置をどうするかを決めるところなのですけれども、ここに微燃性という新たなカテゴリーをつくってまいりました。そのときには、規格自身を改定していただくだけでなく、I S O の加盟国による投票が行われ、そこで可決されなければ成立しません。I S O 817 と 5149 は、何回かの投票を経て、何とか成立いたしました。

この次にやりましたのが、特許の開放でございます。弊社が温暖化抑制に効果があると考える冷媒を使った機器をつくるに当たって、どうしても避けられない基本的な特許というのがございます。こちらを私どもが握っていると誰もつukれない。そして、我々がそこに対してロイヤリティーを求めていくと、これはもう本当に誰にも一顧だにされなくなってしまうのです。ですので、トップが判断し、基本的な特許については開放させていただ

きました。このことによりまして、市場というのは大きく広がってまいりました。

しかしながら、まだまだ問題がございます。この機器が使えるのがまだ限定的でございますので、もっと広げていかなければならないため、IEC、電子機器の安全規格のIEC SC61Dのワーキンググループ9というところに参加させていただき、どうやって使っていくか、機器をどう安全に保っていくかという規格づくりに取り組んでいっている状態でございます。

規格の作成というのは、皆様もうご存じのとおり非常に長い時間がかかります。今やっているIEC、実は6年かかりです。ようやくCDVまで来ました。ここからFDIS、最終原稿にもって行って、国際投票にかけて、そして最終パブリケーションということになるのですけれども、これまた時間がかかるところでございます。

そして、それができ上がった後、JISですとか、ほかの国々も国内規格をもっていて、そこに落とし込んでいくということになるのですけれども、これまた時間がかかります。こちらに書かれているように、日本でも時間がかかりますが、海外でもかかります。例えば、今、アメリカの規格について研究しているのですが、アメリカではUS-TAGという国内規格の委員会がございます。この委員会が国際規格作りに参加しています。これを受けて、何の規格が動いていくかといいますと、UL規格なのです。アメリカはULです。民間の規格なのですけれども、これが法規制等々に引用されていきます。

このUL規格は改定に早くて3年、長くなると5年かかるのです。待ってられないところなんです。空調機というのは、結構旧態依然とした技術を使っております、余りドラスチックな変更はないのですけれども、今回、冷媒を変えるという非常に重要なこと、もっと早く動かないといけない。モントリオール議定書等々の国際条約等からも後押しをされているところでございますので、早くいかないといけない。ULは人をUS-TAGに送っています。US-TAGに送って、国際規格づくりに参画しておりますので、UL自身は、何が話し合われて、どんなドラフトが出ているのか知っており、CDVが出た瞬間からULの規格改定に着手されました。

それも普通はULの技術委員会があつて、その上にCANENA委員会というのがあるのです。ULというのは北米3国、カナダ、アメリカ、メキシコの3国をそろえて議論して最終的に合意されたものがUL規格として発行するというプロセスなのですけれども、今回はそのULの中の技術委員会を省きました。CANENAに直接もって行って、今議論がされているというところでございます。最終的に今年の秋の発行を目指されておしま

す。ということは、IECの発行よりも先取りして先に発行するということになります。

このような動きは実際起こっているということでございます。遅いというのは、本当に日本だけに限らず、ヨーロッパも遅いですし、どこも本当に遅いのですけれども、今、そういったものにやはり問題意識、これはIoT、AI等々になりますと余計そうなると思うのですが、遅いことに対する対応がどんどん検討されているのかなと考えております。

もう1つ思うところでございますと、人のかかわりでございます。こういった委員会にどれだけ人を送れるのかということなのですが、弊社は一応グローバルに展開させていただいておりますので、人の手配というのは、弊社は比較的容易な方ですが、それでも難しい。さらに、この委員会は結構世界を転々として会合を行います。それに全部参加しなければいけないので、費用がかかりますし、時間もとられますので、参加者はその活動にかかりきりになるのです。それを企業がどう考えるかということになります。企業としてはやはりトップがコミットメントしなければいけないのかなと思いますし、そこに対して、国からも何らかのお話があってもいいのかなと考えております。

さらに、人ということなのですが、国際規格はご存じのように、我々が苦手とする英語で議論されます。この中で、非常に細かなことが議論されて、政治的なお話とかも若干入ったりするわけです。そうしますと、通常は、日本はちょっと蚊帳の外に置かれてしまう。では、これをどうするのかということなのですが、我々が今やっていたり、考えていたりするのが、やはり外の力をかりましょうということです。エキスパートを外の力をかりて、我々の脳を移植して、その人に頑張ってもらおうというようなこと必要かと思えます。弊社ですらそうでございますので、技術をもたれているけれども、規模としてまだ成長段階の会社様ですと、ビジネス上で大切な人材を投入するのは大変だと思います。ですので、外部のエキスパートというものを国がプールして、手の回らないところを助けていく、支援していくというのも1つの方法であるのかもしれませんが、ここでいうエキスパートとは、日本人に限らないというのが1つの前提にはなろうかと思えます。

そして、先ほどから皆様がおっしゃっておられますように、やはりこの規格、一所懸命つくっても使われないと何もならないので、どんな枠組みを使うのですかということは考えていかないといけなくてということなのです。例えば、これは空調業界全体なのですが、弊社では、日本企業ではインバーターのエアコンを進めています。インバーターのエアコンを進めるためには、インバーターのエアコンの評価を正しくしてもらうようにならなければ意味がありませんので、そのための評価のための規格を日本発でつくりました。

それを海外に展開いたしまして、これを海外の国内規格に落とし込みます。でも、それだけではだめなのです。では、あとどうするかというと、これをもとにした評価制度をつくり出すということになります。さらに足切り制度もこれを基準として設けることで、インバーターが優位に働くような市場形成をしていくというような枠組みづくりも重要なのかなと思っております。これはエアコン業界の一例でございますけれども、何かのご参考になればと思います。

以上です。

○日高委員長 どうもありがとうございました。それでは、最後になりますけれども、米岡委員、お願いいたします。

○米岡委員 皆様も大体聞き疲れてきたかもしれません。少し手短にいきたいと思いません。

私は今、日本適合性委員会認定協会というところで、認証機関を認定するという公益財団法人に所属してございます。しかし、1年ほど前までは海外の認証機関を2社ほど渡り歩いた経験をもってございまして、きょうは大変びっくりいたしましたけれども、認証機関をビジネスとして成立させるということは何人も委員の方がおっしゃったことに大変うれしい驚きを感じております。十数年前に私がアメリカの系列の認証機関に入りましたときに、日本の同業者からビジネスにするなよと怒られたことを思い出しまして、13年がかなり隔たった時間なのだと思います。

今の話はイントロダクションですけれども、私が今まで考えてきたことは、今までの制度の流れ、少なくとも日本では規格がつくられる、制度が利用される、もしくはつくられる、そして、認証を受ける人たちを開拓するという流れが割に主要な流れだったような気がするのです。そうではなくて、まずは利用者、認証を受ける人ではなくて、認証を利用する人が特定され、その人がどのように制度を設計するか、市場でどういうビジネスモデルにもっていくか、どのように利用するかということの中で制度を考えて、そして規格を発行するという、ちょっと流れも違うし、実は対象が利用者が入っているか、認証を取得する人が入っているかという大きな違いがあると思いますが、流れを変えていかなければならないと思っています。

その流れを変えるのにどうしたものかということでございますが、やはり人だと思のです。人材が必要だと思いますが、なかなか人材が出そろってこない。実際に認証機関では、今、平均年齢が恐らく50を超えていると思えます。十数年前に私、この業界に入りま

したときは、異物混入ということで、女性で、そのときは40代でございました。40代で製造業の出身でないという、三重苦といわれてございました。1つの苦はクリアしてききましたので、今は2つでございますけれども、そういう人材が異物が異物でなくなると思えないと思っています。そのためには、認証機関がビジネスとして成立して、魅力ある産業でなければ人は来ないと思っている次第でございます。

では、そのためには何をしたらいいのかということでございますが、もちろん他意があるわけではありませんが、1つ重要なことは、国の標準化政策のおかげをもって少しずつ民間の小さな企業の方々がスキームオーナーとなって制度を立ち上げようという機運が少しずつ出てきています。大変うれしいことでございます。しかし、この方々がどこに何を相談していいのかわからない。認証機関の出番だと思うのですが、なかなか認証機関にたどりつかない。結果、我々のところに来るわけでございます。認定機関というのは、認証機関よりもさらに若干受け身の姿勢がございまして、もう少し認証機関がここでメジャーなプレーヤーとして存在感をあらわしていただきたいということでございます。

もう1つは、産業の構造が認証機関はやはりどうしても業界団体から出た財団法人、社団法人といったところが多くて、どうにか赤字にならないでニーズに応えるという非常にお品のいい感じでビジネスが形成されておりますので、そこの今の産業構造を変えていくためにかなり抜本的なアティテュードの変わるような仕掛けが必要ではないかと考えております。これは何をすればいいかというと、ちょっと私にもなかなかわからないところでありますが、少なくとも欧米の認証機関では、もう皆様からご紹介があったとおり、規格の作成、それからビジネスの展開という中で、価値を認証をするということも既に考えています。規格を認証するのではなくて、価値で差別化するという事の中でビジネスを切り開いていくという考えをもってビューロベリタスであったり、ロイドレジスターであったり、BSIというようなところはビジネスを展開しています。今でも日本の認証機関は規格ありきで、規格の認証のするしない。するとなったら誰がとってくれるのかということばかり考え——済みません、ここはオフレコがいいかもしれない。おおむねそういう考え方で運営されているように思います。そこを変えていくことが大変重要ではないかということを考えています。

最後になりますが、規格について皆様から多く意見がございました。ぜひ私も規格協会でもPASのようなものをどんどん受け付けて、余り細かく、うるさいことをいわない。どんどん受け付ける。そして、それをパブリックに、アベイラブルにすれば必ず意見が出ま

すので、そこで我々業界全体が何かを学んでいくという加速度的学習ということで、日本人らしい完全性を余り求めないでやっていくということも1つかなと思っています。

また、海外では、B Sの段階で認証がどんどんされるということが実態としてございますので、日本でもJ I Sの段階、もしくはP A Sの段階で認証を展開していくというようなことになることも必要だと思います。そうしますと、I S Oになる段階ではかなり取れんした状態になってくるということがいえるのではないかと思います。

I S O 9001が2015年版が変わるときに、国内委員会にワーキンググループがございました。そこには認証機関は1社も入っていない、呼ばれていない。私はたまたまそのとき実はアメリカ系の認証機関を退職してイギリス系の認証機関に再就職する1年間の浪人の時代でございましたので、浪人ならよかろうということで呼んでいただいたのですが、現役でも呼んでいただけるような規格の開発のメジャープレーヤーは誰かというコンセプトをもう少し考えていただくきっかけがあればいいなと思っています。

私の感想と紹介と今考えていることは以上でございます。

○日高委員長　　どうもありがとうございました。時計をみますと、大体1人の持ち時間、6分を守っていただき、14名で84分、初め90分ありましたので、ちょうど残りが6分ぐらいと予定通りです。皆様、大変ありがとうございました。

本当は、ここから議論ということもあろうかと思わる方もいらっしゃるかもしれませんが、しかしながら、大変幸いなことに皆様それぞれのところでのお話を全部足し算いたしますと、大体の方向性が見えるくらいまでに進んでいるのではないかと考えております。最初、資料3の2ページ目、本日の論点のところでも3つ見ていただきまして、それぞれの濃淡はありますが、大体くまなくお話しいただいたのではないかと考えます。あえてこの点はいかがですかと私から追加で聞かなくてもいいような感じがしております。

論点をもう一回振り返ってみますと、第1点目が標準化と研究開発、規制、認証の相互作用の重要性、そして重要性の増大を受けて、日本がどう取り組むか。これについても非常に多くの議論が出ておりました。研究開発、そして標準とか規格、政府関係ですと、規制に結びつくのですけれども、そして最後に認証するという、これらのプロセスが一系列につながったのではなくて、お互いに絡み合ってきていること。またそれらを同時に進めないといろいろなことが遅くなるという認識は一致していると考えます。ということは、これをいかに進めていくか、また仕組みをどうつくるかというだけの問題かなと思っています。従って、委員皆様の認識は一致しているということですので、できればこれを社会的な共

通認識として広めていきたいという前向きの差代も出てきたと思います。そういう意味では、1番目の項目はある程度方向性がみえたのかなと思います。

それから、日本のJ I Sではなく、国際標準という観点から、欧米が中心となり非常に戦略的にいろいろ進めてきています、これに対してどうするかということについても、さまざまな論点でお話をいただきました。これも皆様方のご意見をまとめると、やはり日本も戦略を持ってことに当たる必要性については多分意見が一致していると思います。ですから、それをいかに具体化して、みんながそれに乗れるような態勢を整えることが重要であろうと思います。

と同時に、話に出ていましたけれども、2番目の国際化を含めて、ただやるというだけでは意味がなく、それぞれのお立場において、何かやっただけの対価が自分のところへ戻ってくるような仕組みも意識しておく必要があろうと思います。単に名誉でこういうものをつくりましたというだけで終わったのでは、多分企業としても満足できないと思いますので、その点も踏まえて日本全体としてどうしていくかということも、今日いただいたご意見をうまくまとめることができればと思っています。

それから、今まではやはりモノを中心に進んだところがマネジメントやサービスまで広がることを考えると、J I Sの名前を変えたほうがいいのではないかというご意見もございましたが、その形式論よりは、実利でものごとを考えてもいいのかなと思います。名前はいつでも変えられるのかもしれませんが、または皆さんが周りに説明するときには、これはこういう広義の意味で、決してIだけではない、要するにインダストリーというか、工業生産品だけではないというところを強調していただければ十分に対応できると思います。

いずれにしても、やはり世界が求めているものに関与するということが大事だと思います。それをいろいろな規格の中に盛り込む、そして、その先として、それが認証というところまでつながっていくのだと思います。最初に述べましたように、相互作用が強いところを、うまく新しい分野でも先取りをして、標準化とそれにつながる全てのものを結びつけて考えていくことになるであろうと思います。

ちょうど12時だというお知らせも入っております。委員長としては、今日お話を聞いて、それぞれ皆様に語っていただくことで、ほとんど全ての内容が尽きているのかなというのが私の感想でございます。

ちょうど時間が来ましたので、今日いただいた課題につきましては、事務局の方でまと

めまして、次回に向けて、また資料をつくっていただき、次の議論に進めていきたいと思
います。恐らく次回この会場にいらっしゃる前にもいろいろ個別に議論させていただくよ
うなことがあると考えております。

本当に今日限られた時間ではございましたけれども、活発なご議論をいただきまして、
ありがとうございました。繰り返しになりますけれども、議論が足らなかった部分もあろ
うかと思いますが、まとめた資料を用意して次回以降の議論にぜひつなげていただきた
いと思います。

それでは、最後に、事務局から何かございましたら、よろしく願いいたします。

○萩原基準認証政策課長 本日は、活発なご議論ありがとうございました。次回のご紹
介をさせていただきたいと思ひます。6月15日15時から17時まで。場所はこちら、同じ会
議室で開催を予定しております。また改めてご連絡をさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

本日の議論につきましては……局長、よろしいですか。

○末松産業技術環境局長 では、ちょっと一言だけ。次回、本日の議論をまとめて、皆
さんにお示ししようと思ひています。皆さんも同じ感想をもったのだと思うのですが、方
向性で対立することがあったら、そこは議論を深めなければいけないのだけれども、そう
ではないと思うのです。なので、事務局としては、次に資料をどうやってまとめていった
らいいのかというイメージが湧いたと思ひます。

ただ、政府の資源も法律もどこにウエートを置いてとか、そういうことが限られた資源
の中でどういうことを重点化するかとか、そういうことはいろいろ議論していただくこと
がまだあると思ひますので、ぜひ次回もよろしく願いしたいと思ひます。

○日高委員長 それでは、本日はこれにて終了させていただき、ぜひまた次回も活発な
ご議論をお願いしまして、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——